

規程 I - 0 1

(昭和 40 年 9 月 22 日制定)

(平成 27 年 6 月 26 日最終改正)

定 款

札幌臨床検査センター株式会社

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、札幌臨床検査センター株式会社と称し、英文では SAPPORO CLINICAL LABORATORY INC. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 下記の業務を目的とした会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること。

- (1) 医療に関する臨床検査および公衆衛生に関する各種検査の受託代行
- (2) 臨床検査用機械機器および設備ならびに医療用具の販売
- (3) 食品および環境衛生に関する検査
- (4) 動物の診療および健康診断に必要な検査
- (5) 動物医療検査および環境検査に関するコンサルティング業務
- (6) 医科器械、器具、備品の輸出入業および販売業務
- (7) 細菌光学器械販売業
- (8) 理化学器械販売業
- (9) 分析硝子器具販売業
- (10) 度量衡計量器販売業
- (11) 寝台病棟器具販売業
- (12) 乳製品機械販売業
- (13) 合成、粒状洗剤販売業
- (14) ゴム、皮革製品販売業
- (15) 化学工業医薬品販売業
- (16) 医薬品の製造および販売業
- (17) 医療用検査器械の賃貸業
- (18) 家庭用電気製品販売業
- (19) 家庭用金物および厨房用品販売業
- (20) 損害保険代理業務
- (21) 医科器械、理化学器械、分析器械および機械機材の賃貸業
- (22) 事務機器およびその消耗品の販売業
- (23) 建築資材の販売
- (24) 車両の賃貸業
- (25) 不動産管理および賃貸業
- (26) 介護保険法に基づく下記の事業
 - ア 福祉用具貸与および特定福祉用具販売事業
 - イ 介護予防福祉用具貸与および特定介護予防福祉用具販売事業

ウ 居宅介護住宅改修および介護予防住宅改修事業

- (27) 障害者総合支援法に基づく補装具の販売および修理業
 - (28) 福祉用具、福祉機器および健康機器の販売および賃貸業
 - (29) 住宅改修工事業および斡旋業務
 - (30) 古物営業法に基づく古物商
 - (31) 前各号に付帯関連する一切の業務
- 2. 医療に関する臨床検査および公衆衛生に関する各種検査の受託代行
 - 3. 医療器械器具、臨床検査機器および理化学器械の販売、賃貸、保守
 - 4. 食品衛生に関する検査
 - 5. 環境衛生に関する検査
 - 6. 人材派遣業
 - 7. 放射線使用施設の線量測定および作業環境測定の受託代行
 - 8. 不動産管理および賃貸業
 - 9. 医療事務の受託代行および請負
 - 10. 調剤薬局の経営および調剤薬局、病院、診療所の開業支援および経営業務に関するコンサルティング
 - 11. 健康管理および健康増進に関するコンサルティング
 - 12. 情報処理機器およびソフトウェアの開発、販売、賃貸、保守
 - 13. 情報処理システムの管理、運営受託、技術者の派遣およびコンサルティング
 - 14. ドラッグストアの経営
 - 15. 医薬品、医薬部外品、衛生用品、介護用品の販売
 - 16. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を北海道札幌市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、12,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用して方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(取締役の選任方法)

第19条 取締役は、株主総会で選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長を各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招

集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意あるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるものほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第27条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第28条 監査役は、株主総会で選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発するも

のとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第32条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第36条 当会社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、平成22年1月5日までこれを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。なお、本附則は、同日の経過後、自動的に削除されるものとする。

附 則

第8条の変更は、平成21年10月1日をもってその効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおりとする。なお、本附則は、第8条の変更の効力発生後これを削除する。